別表２

建設住宅性能評価仮申請書

申請者（家屋取得（予定）者）	住所	
	氏名	印
家屋取得日（予定日）	平成　年　月　日	
取得（予定）の家屋番号及び所在地		
耐震改修工事開始予定日	平成　年　月　日	

上記の家屋について、租税特別措置法第四十一条第二十四項の規定の適用を受けようとする場合においては居住の用に供する日までに、同法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においては取得期限までに、これらの規定に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請します。

仮申請年月日	平成　年　月　日

正式な申請が困難な理由（※以下の項目にチェックを記載）
□耐震改修工事を行う事業者が確定していないため □耐震改修工事の設計が確定していないため □その他の事由の場合、以下の空欄に記載 （　　）

※受付欄

仮申請を受けた登録住宅性能評価機関	名称	印
	住所	
	登録年月日及び登録番号	
	登録をした者	
仮申請受理日	平成　年　月　日	

（用紙　日本工業規格　Ａ４）

備考

１　「申請者（家屋取得（予定）者）」の「住所」及び「氏名」の欄には、この仮申請書の申請をする者の住所及び氏名をこの仮申請書を作成する日の現況により記載すること。

２　「家屋取得日（予定日）」の欄には、この仮申請書の申請をする者が当該家屋を取得する（予定）の年月日を記載すること。

３　「取得（予定）の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在地のみを記載すること。

４　「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月日を記載すること。

５　「仮申請年月日」の欄には、仮申請が行われた年月日を記載すること。

６　「正式な申請が困難な理由」の欄には、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載することとし、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載すること。

７　「仮申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、仮申請を受けた登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第 10 条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

③「仮申請受理日」の欄には、仮申請を受けた年月日を記載すること。

○国土交通省告示第四百三十一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第八項及び第二十三条の六第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第八項及び第二十三条の六第七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十七条第一項の申請をした場合又は平成二十六年国土交通省告示第四百三十号第一号に掲げる書類により租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第七項若しくは第二十三条の六第六項の申請をした場合　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条第二十四項、第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする者が取得したこれらの規定に規定する要耐震改修住宅又は要耐震改修住宅用家屋であってその取得の日以後にこれらの規定に規定する耐震改修が行われたもの（以下「耐震改修住宅」という。）が耐震基準（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二項、第四十条の四の二第二項及び第四十条の五第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準をいう。以下同じ。）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建